

五和地域まちづくり計画実施計画について

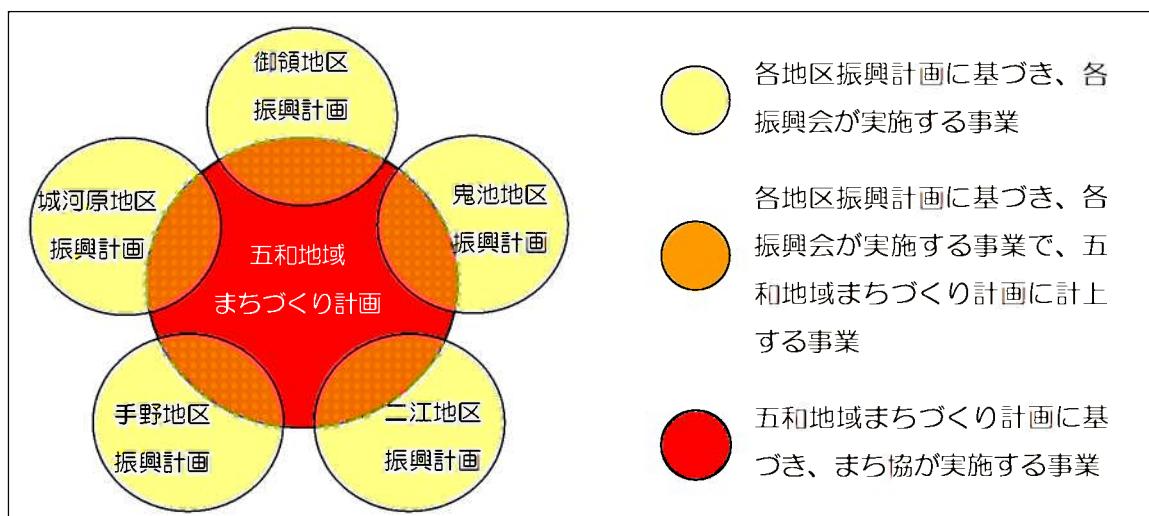
1. 主 旨

平成26年度末に作成した「五和地域まちづくり計画（計画期間：平成27年度～平成30年度）」を推進するにあたり、推進期間中の計画的かつ具体的な事業の実施と有効的な事業予算の確保を目的に、五和まちづくり協議会と各地区振興会が取り組むべき事業を整理した実施計画を作成する。

2. 実施計画と各地区振興計画との関係

各地区振興会においては、既に「地区振興計画」に基づき特色あるまちづくり活動を推進しているが、同計画は町内5地区の活性化につながる基本的かつ最も重要な計画であるとともに、五和地域全体の発展に寄与する計画でもある。

しかしながら、同計画そのものは当該振興会に関するまちづくり活動に限定したものとなっているため、とりわけ五和地域の活動として拡大すべきものや、スケールメリットを働かせることで効率的かつ効果的な活動となり得る事業については、平成26年度策定の五和地域まちづくり計画にも計上し、五和地域全体の取り組みとして推進することとする。



3. 実施計画の推進方針

(1) 計画内容の承認

実施計画事業のうちの内容及び事業実施に係る予算等については、各地区振興会のコミュニティ主事で構成する「事務局会議」で作成し、五和まちづくり協議会規約に基づき、五和まちづくり協議会の承認を得ることとする。

(2) 事業の実施

実施計画に位置付けた事業のうち五和まちづくり協議会が主体となって取り組む事業については、関係する地区振興会と連携して実施することとし、地区振興会が事業主体となるものは、五和地域まちづくり計画の趣旨を踏まえつつ、当該地域の活性化に向けた活動として当該振興会が計画的に実施する。

(3) 事業費の確保

実施計画の推進に係る予算については、「市のまちづくり計画推進予算」「パートナーシップ推進補助金」「まちづくりチャレンジ支援交付金」等、市の交付金・補助金、国・県補助金、各地区振興会からの負担金等をもって充てる。

なお、市の交付金等を活用する際の交付申請等の手続きについては、当該事業の実施主体がその業務を行うこととする。

なお、五和まちづくり協議会が実施する事業のうち、各地区振興会からの負担金が必要となるものについては、五和まちづくり協議会で必要金額及び各地区の負担金額について承認を得ることとする。

(4) 計画の進行管理

実施計画の進行状況については、五和まちづくり協議会に定期的に報告するとともに、進行管理及び実績に応じた見直しを行いながら、五和地域のまちづくりに効果的な事業を実施する。

4. 計画推進の流れ

